平成２７年度以降における特定事業所集中減算の取扱いについて

**■　適用要件の変更について(平成２７年度報酬改定)**

平成２７年度介護報酬改定により、特定事業所集中減算の判定基準（紹介率最高法人の割合）が９０％から８０％へ引き下げられました。

また、サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合の例示として、新たに「当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている」旨の文言が追加されました。

**■　対象サービスの見直しについて(平成３０年度報酬改定)**

平成３０年度介護報酬改定により、特定事業所集中減算の対象サービスが見直しされ、次の４事業となりました。

　(居宅サービス)・・・・・・・・・・訪問介護、通所介護、福祉用具貸与

(地域密着サービス)・・・・・・地域密着型通所介護

**■ ８０％を超えている場合の正当な理由に関する取扱いについて**

適用要件の改正に基づき、南河内広域事務室所管市町村内において「正当な理由」として認められる範囲について、次ページ「**（別表）８０％を超えている場合の正当な理由一覧**」のとおり取り扱うことといたしました。

**■ 特定事業所集中減算チェックシートについて**

８０％を超えている場合の正当な理由として認められる事例や集中減算チェックシートの様式については、**指定権者ごとに異なります**。

そのため、**富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町または千早赤阪村所在の居宅介護支援事業所**におかれましては、**必ず南河内広域事務室ホームページ掲載の特定事業所集中減算チェックシートを使用**してください。

|  |
| --- |
| （別表）　８０％を超えている場合の正当な理由一覧 |
| **ア** | 貴事業所が設定されている「**通常の事業の実施地域**」内に、対象サービスごとでみた場合のサービス提供事業所数が、**５事業所未満**である場合 |
| **イ** | 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合 |
| **ウ** | 貴事業所における、判定期間中の1月当たり**居宅サービス計画件数**の平均が**20件以下**である場合　*（チェックシートP７の【一月当たり平均居宅サービス計画件数】の記入が必要となります。）* |
| **エ** | 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、**当該サービスが位置づけられた計画件数**が**1月当たり平均１0件以下**である場合 |
| **オ** | サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合で次の要件を満たしている場合 |
| *（チェックシート添付の【正当理由「オ」計算シート】の提出が必要となります。）* |
| 　 | 　利用者から質が高いことを理由に当該サービス（事業所）を利用したい旨の**理由書**（任意様式）の提出を受けている場合であって、**地域ケア会議等**において支援内容の意見・助言を受けているプランを**除外して再計算すると、８０％以下となる**場合 |
| **カ** | その他正当な理由として認められる場合 |
| 　紹介率最高法人が運営する事業所を位置付けた居宅サービス計画のうち、下記 **A**～**Ｄ** に該当するプランを**除外して再計算すると、８０％以下となる**場合 |
| *（チェックシート添付の【正当理由「カ」計算シート】の提出が必要となります。なお、正当理由「オ」の場合と計算方法が異なりますのでご注意ください。）* |
| **A** |  他の居宅介護支援事業所の**廃止・休止**（またはその他の事情による事業所の閉鎖）により引き受けることとなった利用者で、引き受ける前から当該法人が運営するサービス事業所（以下「当該サービス事業所」という。）を位置付けられていたプラン | 　 |
| **B** |  地域包括支援センター（または市町村等行政機関）から、**支援困難事例等**（※）として計画作成の依頼を受けた利用者であって、当該サービス事業所でなければ対応が困難であるなどの事情があるプラン*（※ 単に認定区分が要支援から要介護へ変わったことによる移行等は該当しません。）* | 　 |
| **C** |  **災害**等により受け入れ可能事業所が限定されていた、または**緊急時**において対応できる事業所が他に見つからず、やむなく当該サービス事業所を紹介したプラン※新型コロナウイルス関係については、当該「Ｃ」欄に計上してください。　・通所介護等の休業等により、やむを得ず特定の事業所(紹介率最高法人)にサービスを位置付けた場合等 | 　 |
| **D** |  上記の他、当該サービス事業所を紹介せざるを得ない正当かつ明確な理由があるプラン*（適切なケアマネジメントの結果、他に選択の余地がないことが客観的に見て明らかであるケースに限ります。なお、こちらを除外対象として計上する場合、チェックシート添付の【正当理由「カ-D」の詳細について】をご提出いただく必要があります。）* | 　　　 |

**■ ８０％を超えている場合の正当な理由「オ」又は「カ」に関するQ＆A**

|  |
| --- |
| **Q１**　正当理由「オ」又は「カ」について、いずれかの理由に該当する事例が１件でもあれば特定事業所集中減算は適用されないのか。 |
| **A**正当理由「オ」又は「カ」に該当する居宅サービス計画を**除外して再計算した結果、８０％以下となる場合は**当減算の対象外となります。（計算方法など詳細については、集中減算チェックシート添付の【正当理由「オ」（又は「カ」）計算シート】をご覧ください。） |

*＜参考＞　～「平成27年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.２）」（介護保険最新情報Vol.471）より抜粋～*

問２８ 留意事項通知の第三の10 の(４)の⑤の（例）について、（地域ケア会議等において）意見・助言を受けている事例が１件でもあれば正当な理由として集中減算の適用除外となるか。（下記事例の場合に①・②のどちらになるか）

（例）居宅サービス計画数：　　１０２件

A 訪問介護事業所への位置付け：　８２件（意見・助言を受けている事例が１件あり）

① 助言を受けているため正当な理由ありとしてA 事業所に関する減算不要。

８２÷１０２×１００≒８０．３％ …正当な理由として減算なし

**②** 助言を受けている１件分について除外。

８１÷１０１×１００≒８０．１％ …減算あり

（答）居宅サービス計画に位置づけるサービスについては、個々の利用者の状況等に応じて個別具体的に判断されるものであることから、**②で取り扱うこととする。**

|  |
| --- |
| **Q２**　正当理由「オ」に関し、「地域ケア会議等」については、例えば単に指定居宅介護支援事業者が地域包括支援センターに助言を求めた場合なども該当するのか。 |
| **A**あくまで**地域包括支援センターが実施・主催**する事例検討会等が対象となります。 |

*＜参考＞　～「平成27年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.２）」（介護保険最新情報Vol.471）より抜粋～*

問３０ 正当な理由の例示のうち、「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合」の例示について、「地域ケア会議等」とあるが、「等」には具体的に何を含むのか。

（答）名称の如何にかかわらず地域包括支援センターが実施する事例検討会等を想定している。

|  |
| --- |
| **Q３**　正当理由「カ」のうち「C」において、「緊急時において対応できる事業所が他に見つからず、やむなく当該サービス事業所を紹介したプラン」とあるが、例えば利用者から「早急に事業所を見つけて欲しい」と依頼された場合も該当するのか。 |
| **A　　該当しません**。ここでいう緊急時とは、**ただちに対応できる事業所を見つけなければ利用者の生命等に危害が及ぶおそれがあるような事態**を想定しています。 |

|  |
| --- |
| **Q４**　正当理由「カ」のうち「D」については、例えば「ケアプランを**作成する前に、利用者が既にサービス事業所を決めている**ケース」も該当するのか。 |
| **A**単に、利用するサービス事業所を利用者が既に決めているという理由のみでは**該当しません**。正当理由「カ」のうち「D」については、あくまで**適切なケアマネジメントの結果として**、他の事業所を選択する余地のないことが、客観的に見て明らかである（第三者に証明できる）ケースに限定しています。 |

*＜参考＞　～「平成27年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.２）」（介護保険最新情報Vol.471）より抜粋～*

問２６ 訪問看護の場合、ケアプランに位置付けようとする時点で主治医と利用者との間で既に事業所が選択されていることが多く、これにより紹介率が８０％を超えることについては正当な理由に該当すると考えてよいか。

（答）　 特定事業所集中減算の正当な理由の範囲は「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（以下、「留意事項通知」という。）に示しているところであり、正当な理由の範囲として、サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合（※）等が含まれている。

（※）利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている場合等を想定している。なお、利用者から提出を受ける理由書は、当該利用者にとってサービスの質が高いことが確認できるものとし、その様式は任意のものとして差し支えない。

|  |
| --- |
| **Q５**　正当理由「カ」のうち「D」については、例えば「サービスの質が高い」、「利用者が特に当該事業所の利用を希望している」、「効果的な機能訓練を実施している」などの場合も該当するのか。 |
| **A　　該当しません**。ただし、適切なケアマネジメントの結果として、当該事業所の実施するサービスが当該利用者にとって**必要不可欠であること**、および他の事業所において**同様のサービスを実施できないこと（他に選択の余地がないこと）が客観的に見ても明らか**であるようなケースについては、正当な理由として認められる場合があります。 |

*＜参考＞　～「平成27年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.２）」（介護保険最新情報Vol.471）より抜粋～*

問３４ 訪問介護の特定事業所加算は、サービス提供の責任体制やヘルパーの活動環境・雇用環境の整備、介護福祉士の配置など質の高いサービス提供体制が整った事業所について評価を行うものであるから、特定事業所加算を算定している訪問介護事業所の場合については、特定事業所集中減算の正当な理由として考えてよいか。

（答）　 特定事業所集中減算の正当な理由の範囲は留意事項通知に示しているところであり、正当な理由の範囲として例えば、サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合等が含まれている。具体的には、利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている場合などが考えられる。

その他、正当理由「カ」のうち「D」に関する取扱いについて（事例集）

下記はあくまで例示であり、実際に正当な理由として認められるか否かは、諸般の事情を総合的に勘案し、判断いたします。

**■　正当理由「カ」のうち「D」に関し、正当な理由として「認められる」事例**

|  |  |
| --- | --- |
| ① | たんの吸引等の行為を必要と認められる利用者について、当該利用者に対しサービス提供可能である事業所**（※）**のうち、たん吸引等の業務を行うための登録を受けている事業者が他にない。 |
| **（※）**大阪府の介護サービス情報公表システム、登録喀痰吸引等事業者一覧等を用いて、他に当該サービスを実施できる事業所がないか念入りに確認してください。 |
| ② | 通所系サービスに関し、栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービスが必要と認められる利用者について、利用者の心身の状況等から見て通所可能な範囲内に、栄養改善・口腔機能向上サービスを実施している事業所が他にない。 |
| （栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービスが必要であることが確認できる書類を必ず保存しておいてください。また、介護サービス情報公表システム等を用いて、他に当該サービスを実施できる事業所がないか念入りに確認してください。） |
| ③ | 配偶者等が既にデイサービス等を利用しており、適切なケアマネジメントの結果、社会参加の促進・支援の観点から、一緒に通える当該事業所の利用が必要であると判断される場合。 |
| 配偶者等が先に利用している事業所でなければ社会参加の促進・支援ができないことを確認できる書類の提出を求める場合があります。なお、こうした事例の場合、先に当該事業所を利用している配偶者等については、正当理由「カ」-「D」として計上することはできません。また、利用する事業所を探していた時期が重複していた場合(ほぼ同時期に申し込みを行ったような場合)は、当該夫婦等の両方について正当理由の対象外となります。 |

**■　正当理由「カ」のうち「D」に関し、正当な理由として「認められない」事例**

|  |  |
| --- | --- |
| ① | 利用者が居住する建物（**高齢者向け集合住宅など**）に**併設**若しくは**隣接**するサービス事業所、又は当該高齢者向け集合住宅などを運営する法人の事業所を利用する必要性がある。 |
| ② | 現在持っているプランのほとんどが、**以前から当該事業所を利用している利用者**ばかりであり、他の事業所を利用してほしいとも言えず、また新規の利用者も少なく、調整ができない。 |
| 上記のような理由だけで除外対象として認めた場合、ごく少数とはいえ、望ましくない運用により特定の事業者に集中しているような居宅介護支援事業所まで減算を免れることとなってしまい、当減算制度の趣旨を損なう可能性があることから、正当な理由として認めない取り扱いといたします。 |
| ③ | 住宅改修や福祉用具販売を利用した事業所であり、福祉用具貸与についても包括的にメンテナンス、緊急時対応ができる当該事業所を選択した。 |
| ④ | （利用者が女性の場合において）当該事業所は女性スタッフを多く配置しており、排泄介助等もあり当該事業所の利用を強く希望している。　**（※）** |
| ⑤ | ・訪問介護に関し、「夜間にも対応可能である」「通院等乗降介助を実施している」・通所系サービスに関して「入浴サービスがある」「機能訓練加算を算定している」など　**（※）** |
| **（※）**正当理由として認められる事例②に掲載したケースと異なり、上記のようなサービスを実施している事業所は**南河内広域事務室所管地域内だけでも多く存在します**（判断にあたっては、介護サービス情報公表システム、市町村の事業所一覧、インターネットその他事業所のパンフレット等を活用してください）。ただし、場合によっては当該事業所以外の選択肢がないもの（正当な理由有り）として認められるケースがあります。（例：「中山間地域に居住する利用者であって、当該地域を通常の事業実施地域として設定している事業所の内、当該サービスを実施している事業所が他にない」など。） |